

町営住宅へ申し込みされるかたへ

【注意】

- ・「町営住宅申し込みのしおり」をよくご覧になってからお申込みください。
- ・あくまで現状での引き渡しとなりますので必ず内見をし、住宅を確認してください（修繕済み）。
- ・入居が決まった場合、風呂釜・浴槽、照明器具、湯沸器、カーテンレール、網戸等は入居者負担で設置することになります。このほか、敷金として家賃の3か月分を納めていただきます。

1. 申込書配布及び募集期間

期間：令和8年9月1日（火）～令和8年9月18日（金）

時間：午前9時00分～午後4時00分（土・日・祝日を除きます。）

2. 申込方法

下記のものを提出してください。申込者が複数いる場合、抽選で決定します。

- ・町営住宅入居申込書（仮）
- ・入居予定者で収入がある方全員分の所得を証明する書類の写し（最新のもの）
→源泉徴収票や所得証明書、給与支払証明書など

3. 募集住宅

(ア) 見城前住宅 B-1 棟 405 号（4 階・3K）

(イ) 見城前住宅 B-1 棟 103 号（1 階・3K）

4. 住宅公開

内見を希望される場合はご相談ください。

時間：午前9時～午後4時（土・日・祝日を除きます。）

5. 公開抽選会

日時：令和8年9月24日（木）午後2時00分開始（時間厳守）

場所：大河原町役場 3 階 第5会議室

- ① 当日抽選開始時間まで入室されない場合は、失格となります（代理のかたの出席も可能です）。
 - ② 抽選に際しての優遇措置として、特に居住の安定を図る必要があるかた（申込書裏面参照）については、抽選番号が1つ多く割り当てられます。ただし、虚偽の申告をしたかたは当選しても失格となります。
 - ③ 抽選は、当選者及び補欠当選者として第1位から第3位までを決定します（2・3位は補欠）。補欠の有効期間は、抽選日より1ヶ月で、町より連絡がなければ消滅します。
- ※ 申込者が1人の場合は当選となりますが、抽選会には必ずお越しください。
- ※ 申込者が複数の場合は抽選となります。ご連絡いたしませんので、抽選会に必ずお越しください。
- ④ 当選されたかたのみ、正式な町営住宅申込書及び必要書類を提出していただきます（書類は抽選後に配布）。
 - ⑤ 書類を完備できない場合、または虚偽の記載が発覚した場合は失格となり、補欠当選者のかたに入居の権利が移ります。

問い合わせ先：大河原町地域整備課 建築住宅係
庁舎3階 ⑤番窓口
☎0224-53-2445